

# 兵庫県公報

平成26年8月5日 火曜日 第2617号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定（同）	2
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	4
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（中播磨県民センター）	5
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動促進法第58条第1項に基づく仮認定（県民生活課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
<b>病院局公告</b>	
○ 随意契約の相手方等の公示	6
○ 同 上（県立尼崎病院）	7
○ 同 上（県立加古川医療センター）	7
○ 同 上（県立粒子線医療センター）	8
<b>公安委員会告示</b>	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	8

## 告 示

### 兵庫県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年8月5日

兵庫県知事 井戸敏三

### 神戸市高和土地改良区

#### 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	川 本 和 昭	神戸市西区押部谷町高和890番地
同	大 西 勇 志	同 市同区押部谷町高和469番地の2
同	川 本 昭 生	同 市同区押部谷町高和736番地の1
同	藤 本 藤 吉	同 市同区押部谷町高和703番地
同	河 合 正 秀	同 市同区押部谷町高和1035番地の1
同	河 合 定 義	同 市同区押部谷町高和1066番地
同	川 本 享 秀	同 市同区押部谷町高和334番地
同	川 本 茂 和	同 市同区押部谷町高和54番地
監 事	藤 本 由 正	同 市同区押部谷町高和671番地
同	武 川 正 一	同 市同区押部谷町高和1196番地

同	寺 口 大 一	同 市同区押部谷町高和473番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	武 川 秀 已	神戸市西区押部谷町高和1113番地
同	川 本 良 明	同 市同区押部谷町高和456番地
同	寺 口 大 一	同 市同区押部谷町高和473番地
同	光 富 吉 友	同 市同区押部谷町高和1305番地の 1
同	松 下 栄 美	同 市同区押部谷町高和562番地の 1
同	川 本 享 秀	同 市同区押部谷町高和334番地
同	藤 本 孝 仁	同 市同区押部谷町高和691番地
同	池 田 淳 司	同 市同区押部谷町高和632番地
監 事	大 西 勇 志	同 市同区押部谷町高和469番地の 2
同	川 本 昭 生	同 市同区押部谷町高和736番地の 1
同	河 合 定 義	同 市同区押部谷町高和1066番地



**兵庫県告示第699号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市神出土地改良区	平成26年 7 月 14 日



**兵庫県告示第700号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町香住区相谷字シル谷569
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第701号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区油良字クリノ奥225

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐とする。

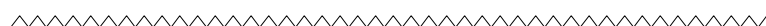
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第702号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成26年 7 月 9 日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 有限会社オーゴ

主たる営業所の所在地 神戸市中央区宮本通2-1-30

代 表 者 の 氏 名 嶋 田 竜 夫

許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-25）第116471号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成26年 8 月 6 日から同月 8 日までの 3 日間

4 処分の原因となった事実

有限会社オーゴ及び代表取締役は、平成24年11月6日に明石簡易裁判所において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により、法人につき罰金100万円、代表取締役につき罰金50万円の略式命令を受け、同月21日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。



**兵庫県告示第703号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ修正 地図情報レベル2500）

2 作業期間

平成26年 7 月 16 日から平成27年 2 月 27 日まで

3 作業地域

神戸市垂水区舞子台ほか

兵庫県告示第704号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成26年 6 月 16 日から同年 7 月 14 日まで
- 3 作業地域  
西宮市小松北 1 丁目ほか

兵庫県告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 8 月 5 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 8 月 5 日から 2 週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 田 後 川 上 線	三田市大原字上野ヶ原1323番24から 同 市大原字上野ヶ原1323番24まで	旧	6.0から 12.0まで	143.0	
		新	9.0から 14.0まで	143.0	

兵庫県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 8 月 5 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年 8 月 5 日から 2 週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍 粟 下 徳 久 線	佐用郡佐用町下徳久字段畠ヶ383番 1 から 同 郡同 町下徳久字重近702番 1 まで	旧	7.0から 10.0まで	181.0	
		新	8.0から 45.0まで	253.0	

兵庫県告示第707号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 株式会社マルハン  
 代表者の氏名 韓 裕  
 住所 京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称) マルハン姫路野里店  
 所在地 姫路市花田町野里字東河原15番1他8筆
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課  
 縦覧期間 平成26年 8 月 5 日から同月18日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 平成26年 8 月 5 日から同月18日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第708号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成26年 8 月 5 日

中播磨県民センター長 北 川 稔 男

- 1 指定する土地等の所在地  
 姫路市新在家本町1丁目1番12号
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
  - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別  
 土地
  - (2) 用途  
 兵庫県立大学姫路環境人間キャンパス グラウンド
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名称  
 公立大学法人兵庫県立大学
  - (2) 住所(主たる事務所の所在地)  
 神戸市西区学園西町8丁目2番地1
  - (3) 代表者の氏名  
 理事長 清 原 正 義
- 4 指定する理由  
 中播磨地域内船場川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**特定非営利活動促進法第58条第1項に基づく仮認定**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項に基づく仮認定を行ったので、次のとおり公示

する。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人姫路市介護サービス第三者評価機構
- (2) 代表者の氏名 田 中 洋 三
- (3) 主たる事務所の所在地 姫路市安田 3 丁目 1 番地 姫路市自治福祉会館内
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護サービス利用者及びその家族等に対して、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 7 条第 5 項に規定する居宅サービス、同条第18項に規定する居宅介護支援及び同条第20項に規定する施設サービス（以下「介護サービス」と総称する。）を提供する事業所及び介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に関する情報の提供等を行い、もって、介護サービスの質の改善と向上を図ることを目的とする。

2 当該仮認定の有効期間 平成26年 7 月16日から平成29年 7 月15日まで



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市曾根町字平339番 1、341番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市野口町良野425番地の 8  
ホーム・アベニュー 代表 福 島 謙太郎
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年 3 月11日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1 - 34号（25高砂）



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市和田町字西門564番18、564番19、564番85、564番97、564番122、564番125
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
西脇市西脇907番地  
第一不動産株式会社 代表取締役 岸 本 晃 典
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年 3 月 7 日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 21号（25西脇）

**病 院 局 公 告**

**随意契約の相手方等の公示**

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
手術用顕微鏡 二式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
兵庫県病院局経営課 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 7 月 10 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町 5 丁目 4 番 8 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
90,720,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成26年 5 月 27 日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第 1 項(a)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎病院長 藤 原 久 義

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ハイブリッド手術室システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町 1 丁目 1 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 6 月 20 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社やよい阪神営業所 西宮市東鳴尾町 1 丁目 3 番 24 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
129,924,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成26年 5 月 9 日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第 1 項(a)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立加古川医療センター院長 小 川 恭 弘

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- 全身用コンピューター断層撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 6 月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社兵庫支店 神戸市中央区磯上通 2 丁目 2 番21号
- 5 随意契約に係る契約金額  
126,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成26年 5 月 9 日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第 1 項(a)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立粒子線医療センター院長 不 破 信 和

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
CT付き血管連続撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立粒子線医療センター たつの市新宮町光都 1 丁目 2 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 6 月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社兵庫支店 神戸市中央区磯上通 2 丁目 2 番21号
- 5 随意契約に係る契約金額  
168,480,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成26年 5 月 9 日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第 1 項(a)による。

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第240号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第 1 項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成 2 年 国家公安委員会規則第 7 号）第 1 条第 2 項の規定により公示する。

平成26年 8 月 5 日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋 本 猛 伸

- 1 平成26年 7 月14日付けで委嘱をした者



氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
阿佐部 和 子	芦屋警察署 (0797) 23-0110	芦屋警察署の管轄区域
細 谷 豊 司		

## 2 平成26年7月14日付けで委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
山 田 修 司	芦屋警察署の管轄区域
伊 藤 敏 光	